

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 5 6 号	
件 名	陳情審査の委員会の席上で市議の質問に対応する市の担当者は、誠実に回答することを求めることについて	
要 旨	<p>市長への手紙の陳情をした際、市民厚生常任委員会の席上で委員が「市長への手紙を回答する際、市長名で回答しているのは、全体の何%ですか。」と質問したのに対し、答弁に立った市側の担当者は「市長への手紙の回答のうち、3分の2を市長名で回答しています。」と答弁しています。</p> <p>私が情報開示請求して開示した資料によりますと、 令和2年度処理方針別件数 手紙の種類 手紙（ファクス含む）14件のうち市長名回答2件、所管課対応90件、区へ転送54件 メール410件のうち市長名回答12件、所管課対応90件、区へ転送320件となっています。</p> <p>この資料からすると、市長への手紙の総数539件のうち、市長名回答は14件で2.5%ほどにしかありません。</p> <p>市長への手紙の受信メールには「いただいたお手紙は、市長がきちんと拝見し、お返事は原則として市長からさせていただいております。」としていました。</p> <p>以上のことから、下記について陳情いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 委員会の席上で市の担当者が答弁するときは、事実に基づいて答弁すること。</p> <p>2 間違った答弁をした場合は、訂正をすること。</p>	
付 託 年月日 委員会	令和4年3月8日	第1項 第2項 } 市民厚生常任委員会
受 理	令和4年2月16日	第617号